

令和 7 年度 施策評価表

施策	1302 農業の担い手の育成と確保	施策担当部	農林水産部	部長	三岳 和裕
		施策担当課	農業経営支援課	課長	寶藏寺 和彦
施策の方針	認定農業者など所得向上を目指す意欲ある農業者を重点的に支援し、新規就農者の確保、企業参入の促進、集落営農の推進など、新たな農業の担い手の育成と確保に努める。				
関連するSDGsのゴール	    				

【DO（実施）】

後期基本計画（令和3年度～令和7年度）における数値目標

指標名	単位	基準値 (R1)	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値	R6年度	
			R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6実績値	R7実績値	達成率	進捗率
① 新規就農者数	人/年	16	16 17	16 16	16 9	16 12	16	75.0%	75.0%
② 認定農業者数	人	215	267 210	280 212	287 217	294 213	300	72.4%	71.0%
③ 集落営農組織数	組織	2	3 2	3 2	4 2	4 2	5	50.0%	40.0%
④									
⑤									

施策達成状況の説明

- ①新規就農者数は、就農相談等を実施した結果、施設野菜4人、露地野菜7人、稲作1人の合計12人で目標値を下回った。
- ②認定農業者数は、大村市担い手育成総合支援協議会が主体となり、認定農業者に対する経営診断や巡回指導などの取組を行なった結果、新たに4件増加したが、経営規模縮小等の理由により8件減少した。昨年度から4件減少となり、目標値を下回った。
- ③集落営農組織については、2組織(2法人)で変わりなく、新たに集落営農の組織化を行うことはできなかった。

施策経費

(単位:千円)		R6年度 決算	R7年度 予算	R8年度 見込	特記事項
内訳	事業費	93,097	96,772	73,115	
	国庫支出金	0	0	0	
	県支出金	33,774	27,833	17,715	
	地方債	0	0	0	
	その他	40,385	40,650	36,400	
	一般財源	18,938	28,289	19,000	
	人件費	20,051	20,142	—	
フルコスト	113,148	116,914	—		

施策の概要（細施策）

130201	新規就農者の確保	農業就業体験（農業インターンシップ）を通して農業への関心を深める取組を進めるとともに、新・農業人フェアの活用などにより農業に関心のある都市部の方々へアプローチすることで、個人・団体を問わず新たに農業を始めたい人材を市内外から発掘し、継続的に支援します。
130202	認定農業者の育成	「人・農地プラン」における中心的経営体になるべく認定農業者に対し、低利資金の融資や経営相談、研修会など積極的な支援を行い、経営感覚に優れた地域農業の担い手となるべき人材を育成します。
130203	集落営農の推進	高齢化や農業形態が多様化している現状を踏まえ、JAや生産部会等の関係機関と連携しながら、農作業受託組織を強化するとともに、地域の実情に沿った組織的な取組を推進します。 また、農業の担い手不足の傾向にある中山間地域では、組織の中心となる次世代のリーダーを育成します。

【CHECK (評価) 施策担当部長】

施策を達成する上での問題点・課題

ホームページ等を通じての情報発信や新たな情報発信方法も検討し、引き続き県内外から新規就農者を確保するために移住施策と併せて取り組む必要がある。
 認定農業者については、地域計画（※）における中心的経営体として位置づけられる農業者であることから、認定農業者が活用できる支援策等を広く周知し、規模拡大や経営改善を図る認定農業者に対し支援を行うとともに、経営継承・経営発展に取り組んでいく必要がある。
 集落営農の推進については、組織的な農業の推進と組織の中心となるリーダーの育成を図ることが必要であることから、地域計画の実現に取り組むことで、機械利用組合や農作業受託組織から集落営農組織への移行を促し取り組む必要がある。
 ※地域計画とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化すること。

【ACTION (改善・改革)】

上記の問題点・課題を踏まえた事務事業の改善・改革や新規事業についての考え方

新規就農者の確保に向けた取組として、ホームページを通じての市独自の補助事業の情報発信や今後は新たな情報発信方法も検討し、引き続き県内外から新規就農者を確保するために移住施策と併せて取り組む必要がある。
 認定農業者については、地域計画（旧：人・農地プラン（※））における中心的経営体として位置づけられる農業者であることから、認定農業者が活用できる支援策等を広く周知し、規模拡大や経営改善を図る認定農業者に対し支援を行うとともに、経営継承・経営発展に取り組んでいく必要がある。
 集落営農の推進については、組織的な農業の推進と組織の中心となるリーダーの育成を図ることが必要であることから、地域計画の実質化に取り組むことで、機械利用組合や農作業受託組織から集落営農組織への移行を促し取り組む必要がある。
 ※地域計画（旧：人・農地プラン（※））とは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化すること。

令和8年度新規事業

	事業名	担当課	令和8年度見込	対象・事業概要など
			事業費（千円）	
1				
2				
3				
4				
5				
			0	